

答申書

令和8年2月10日

長和町廃棄物対策検討委員会



令和8年2月10日

長和町長 羽田 健一郎 様

長和町廃棄物対策検討委員会

委員長 阿部 由紀子

一般廃棄物の減量に向けた施策について（答申）

令和6年8月21日付け6長町生第109号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

(1) 生ごみの分別収集及び堆肥化について

町における生ごみの分別収集は、近隣市町村に先駆けて導入され、資源循環の取組として一定の評価に値するものである。

一方で、近年においては、生ごみとして分別排出される量が年々減少傾向にあり、可燃ごみとして処理していた当時と比較しても、全体の約6%程度にとどまっている状況である。分別排出量の伸び悩みが続いている現状を踏まえると、さらなる資源循環型社会の推進およびごみ処理経費の抑制を図るため、生ごみ専用袋の容量や価格等について見直しを含めた検討を行うことが望ましい。

また、町では分別収集と併せて生ごみの資源化（堆肥化）にも取り組んできた。導入当初は、生ごみと牛糞を混合した「牛糞堆肥」を活用していたが、平成31年度以降は、生ごみと下水汚泥等を混合した「汚泥堆肥」へと切り替えが行われ、現在では町民から一定の評価を得ているところである。

しかしながら、堆肥の有機フッ素化合物（PFAS）の含有検査においてPFOS及びPFOAが検出されたことを受け、原因特定等を目的として配布の一時中止の対応が取られている状況にある。今後は、早期に原因の特定を行うとともに、安全性の確保を前提として、資源循環型社会の取組を再開する方向で検討を進められたい。

(2) 粗大ごみの手数料改定について

ごみ処理手数料とは、町が実施するごみの収集および処理サービスの一部について、排出者である町民が税金とは別に負担する費用であり、指定ごみ袋の購入費用や粗大ごみ処理時の手数料として徴収されているものである。これらは、ごみの減量化の促進および費用負担の公平性の確保を目的として導入されている。

しかしながら、現在の粗大ごみ処理手数料については、合併時から利用者が負担する処分費の割合が据え置かれている状況にある。また、指定ごみ袋の価格についても、合併前の長門町におけるごみ処理手数料を継承したまま現在に至っており、消費税率が当時の約2倍に引き上げられているにもかかわらず、価格の見直しが行われていない。

20年が経過した現在、粗大ごみ処理においては、処分費が高騰している品目も多く、その差額については一般財源により補填されている状況である。また、指定ごみ袋については、実質的に値下げを継続している状態となっており、これらの状況が、町における持続可能で健全なごみ処理事業の運営に影響を及ぼしている。

今後のごみ処理経費やごみ排出量の推移を踏まえ、経費削減に向けた取組を進めるとともに、安定した財源の確保を図る必要がある。そのため、受益者負担の原則の観点から、粗大ごみ処理手数料および指定ごみ袋価格について、実態に即した改定を実施することが必要であると考えます。

(3) 缶の出し方について

缶類の排出方法について、袋出しおよびバラ出しそれぞれの特徴を踏まえ検討を行った。袋出しは、町民にとって排出しやすく、ごみステーションにおける美観の維持や飛散防止に一定の効果がある。一方で、収集後の選別作業における負担が増加するほか、使用された袋自体が新たな廃棄物となる点が課題であることが確認された。

これに対し、バラ出しは、ごみ袋の削減による環境負荷の低減や、選別作業の効率化につながるものであり、資源循環の観点から有効な排出方法であると評価できる。

一方で、散乱防止のための排出ルールの周知徹底や、ごみステーションの適切な管理が重要であり、導入にあたっては近隣市町村の運用状況等を参考にしつつ、十分な準備を行う必要がある。

以上の検討結果を踏まえ、町における缶類の排出方法については、資源循環型社会の形成およびごみ処理の効率化を図る観点から、バラ出しを基本とした運用へ移行することが適当であると判断する。

(4) ごみの分別表等について

ごみの分別方法については、より環境に配慮し、効率的かつ持続可能なごみ処理を実現するため、社会情勢や処理技術の変化に応じて継続的に見直しが行われている。

このような状況の中、町において現在使用されている「ゴミ分別収集のてびき」は、作製から10年以上が経過しており、現行の分別方法や町民ニーズに十分対応することが難しくなっていると考えられる。

今後は、時代に即した内容とするとともに、町民にとって分かりやすく、親切的な表現や構成を取り入れた冊子等を新たに作製し、正確な分別の促進を図ることで、町全体の環境美化およびごみ減量の推進に努める必要がある。

(5) 一般廃棄物処理基本計画について

町の一般廃棄物を取り巻く現状や課題について検討を行った結果、廃棄物の発生抑制を最優先とした3R（スリーアール）の推進を基本に、町民・事業者・行政が連携し、分別の徹底や資源化の促進、安定的かつ効率的な処理体制の確保を図ることが重要であるとの結論に至った。

これらの考え方を踏まえ、中長期的な視点に立ち、本町における一般廃棄物行政の方向性および具体的な施策を体系的に示すため、一般廃棄物処理基本計画を策定することが適当である。

(6) 災害廃棄物処理計画について

町における災害発生時の廃棄物処理体制およびその課題について検討を行った結果、関係機関との連携体制の構築、災害廃棄物の仮置場の確保、迅速かつ円滑な収集・処理体制の整備が重要であるとの認識に至った。また、これらを実効性のあるものとするためには、平時からの備えや訓練を通じた体制整備が不可欠である。

以上を踏まえ、災害発生時においても適切かつ円滑に廃棄物処理を行うため、必要な対応方針や体制、手順等を体系的に整理した災害廃棄物処理計画を策定することが適当である。